

大規模降雨災害対策検討会 第2回 土砂災害分科会 資料 『論点と対応 (案)』

1. 土砂災害の警戒避難体制について

(1) 避難勧告等の発令基準

1) 避難勧告等の発令基準の見直し

現在の市町村防災計画には、土砂災害に特化した避難勧告等の発令基準が無い。また、客観的な数値基準として記載されているものが少ない。

- ・ 土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）に特化した避難勧告等の発令基準の設定（P 1）
- ・ 避難勧告等の発令のタイミングとして、「警戒避難基準雨量が伝達された時」を位置づけ（P 1）
- ・ 避難勧告等の発令基準に警戒避難基準雨量（WL, EL, CL）を記載（P 1）

2) 土砂災害警戒避難基準雨量の見直し

台風14号に伴う災害では、避難勧告等の発令に土砂災害警戒避難基準雨量は直接的には利用されなかった。

- ・ 土砂災害警戒避難基準雨量の時間的経過や切迫度がわかる工夫（P 4）
- ・ 土砂災害警戒避難基準雨量の対象区域の明確化（P 5）

3) 土砂災害警戒情報の見直し

鹿児島県で今年9月より、全国で初めて土砂災害警戒情報が公表されたが、台風14号に伴う災害では、避難勧告等の発令に土砂災害警戒情報は直接的には利用されなかった。

- ・ 土砂災害警戒情報の時間的経過や対象区域の明確化（P 6）

4) 土砂災害の前兆現象の見直し

前兆現象の中で、どのような情報が重要であるかについては整理がされていない。また災害時に、前兆現象情報を効率良く収集し、伝達するためのシステムが未整備。

- ・ 前兆現象情報を収集し、内容を整理（P 7, 8）
- ・ 効率的に前兆現象を収集・伝達するシステムの整備（P 9）
- ・ 土砂災害の発生情報や前兆現象をセンサー等で検知（P 10）

5) 市町村が避難勧告等を出す判断の支援

避難勧告の発令権者である市町村長は、必ずしも土砂災害の専門知識を有しているとは言えず、適時適切な避難勧告等の発令が困難である場合がある。

- ・ 警戒避難を支援する技術的アドバイザー制度の検討（資料 P 11）

(2) 情報の伝達等

1) 都道府県から市町村への情報の確実な伝達

土砂災害関連情報が、停電により機器が作動せず不通となった事例や、情報はファックスで送付されていたが、情報を受け取る人が不在であった事例があった。

- ・ 情報伝達の信頼性確保（停電時のバックアップ体制、職員の伝達体制確保）（P 13）
- ・ 情報伝達経路の多重化（P 14）

2) 市町村から住民への情報の確実な伝達

市町村から住民への情報の確実な伝達は、避難行動を行う上で重要なプロセス。情報伝達手段としては、防災行政無線のような情報機器と、人から人へ伝える方法等があり、両方を効率的に整備することが必要。

- ・ 防災行政無線やオフトーク通信等による伝達手段の整備（P 15）
- ・ 自主防災組織による地域内の情報伝達体制の整備（P 16）

(3) 避難行動等

1) 適切な避難行動をとるための平常時からの備え

避難勧告等を受け取った住民が、避難行動に移るかどうかは平常時からの情報周知が重要。土砂災害の危険箇所の周知、分かりやすい教材による防災教育等を検討。

- ・ 土砂災害ハザードマップの作成推進（P 17）
- ・ 地域コミュニティの防災力強化のための学習や訓練（P 18）

- ・ 関係機関と合同で災害危険箇所の点検（P 19）

2) 避難所の設置の問題

中山間地域は平地が少なく、土砂災害危険区域外の安全な避難場所は遠距離になる。土砂災害危険箇所の中でも、近くて安全な避難所の設置が必要。

- ・ 土石流が直撃しないよう盛土の上や、鉄筋コンクリート構造の避難場所（P 21）
- ・ 避難場所整備にかかる費用の財政的支援制度（P 21）

3) 避難所の開設の問題

避難所開設のためには市町村職員の配置や物資の手配等が必要であり、体制確保、財政負担が生じる。避難所が開設に伴い、遠方の集落へは送迎バス等のサービスであり、またそのようなサービスがあるということの周知も必要。

- ・ 避難所開設のために市町村職員の体制確保（自主防災組織、民間組織の活用も検討）
- ・ 避難所開設、運営のための都道府県からの財政的支援の充実

(4) 災害時要援護者の対応

1) 災害時要援護者を対象としたハード対策

高齢者等の災害時要援護者は、避難活動そのものが困難なことがある。砂防堰堤等の施設整備により対策が重要。

- ・ 災害時要援護者の多い地域を対象としたハード対策の実施（P 22）

2) 災害時要援護者向けの警戒避難体制の整備

災害時要援護者は、一般的に避難行動に多くの時間を要し、また避難所生活にも配慮がいる。早期避難を支援する情報提供や、避難誘導等における支援が必要。

- ・ 避難誘導體制の見直し・再整備（福祉部局等の連携）（P 23）
- ・ 災害時要援護者向けの早期の情報提供（P 24）
- ・ 災害時要援護者にとって避難生活が苦にならない避難所のあり方

2. 集落の孤立化対策について

道路が土砂災害や洪水による浸食の被害を受け、集落の孤立化が発生した。道路を完全に保全する事は不可能なため、集落の孤立化自体は発生はやむを得ないと考えた場合、孤立化を前提とした地域の防災体制が必要。

- ・ 孤立化の可能性のある集落の抽出調査（P 26）
- ・ 総合的な集落孤立化対策の実施（P 27）

3. 大規模降雨を想定した施設整備等について

想定外の大規模崩壊により擁壁も倒壊して被害が発生した事例があった。降雨の規模と大規模崩壊の関係を整理する必要がある。またこの箇所は、施設整備がなされていたため、避難の呼びかけが 後回しとなっていた。大規模崩壊を対象とした警戒避難体制が必要。

- ・ 降雨量と崩壊土砂の関係（P 28）
- ・ 大規模崩壊危険箇所の抽出と対応（P 29）

4. その他

1) 土砂災害危険箇所として把握されていない箇所での災害

多数発生した斜面崩壊等は、土砂災害危険箇所として予め把握できていたか。把握されていなかった箇所の抽出手法が必要。

- ・ 土砂災害危険箇所調査と土砂災害防止法に基づく基礎調査の精度の違い（P 30, 31, 32）